

# 札幌市子どもの権利委員会

## 第8回委員会

### 会 議 録

日 時 : 平成22年8月23日(月) 16時30分開会  
場 所 : S T V北2条ビル6階 1～3号会議室

## 1. 開 会

○委員長 定刻となりましたので、ただいまから、第8回子どもの権利委員会を行います。

まず、事務局の方から連絡事項がありましたらお願いいたします。

○事務局（伊藤子どもの権利推進担当係長） 本日の欠席者でございますけれども、原副委員長、小栗委員、後藤委員、秦委員、山本委員の5名から欠席ということでご連絡がありました。船木委員は、恐らくおくれて来るものと思われまます。

それから、事務局につきましては、野島課長が別の会議に出ておまして、ちょっと時間がかかるということで、おくれて参ります。よろしくお願いいたします。

以上です。

## 2. 議 事

○委員長 ただいま、事務局の方から連絡を受けましたけれども、現在のところ、委員が8名おります。したがって、委員会は成立いたします。そういうことで、これから会議を進めさせていただきます。

本日の議題でありますけれども、一つ目としましては、子どもとの意見交換について、二つ目としましては、子どもの権利に関する推進計画の体系及び内容について、この2点を予定しております。

なお、本日の終了時刻は18時30分を予定しております。

まず初めに、最初の議題であります子どもとの意見交換について扱います。

子どもとの意見交換につきましては、先月から今月にかけて実際に学校に出向きまして、あるいは子ども議会の議員との意見交換などを行いまして、その結果の概要を事務局の方でまとめております。これにつきまして、事務局から簡単に資料の説明をいただきました後、参加されている委員の皆さんからも感想などを含めてご報告をいただければと考えております。

それではまず、事務局の方から簡単に説明をお願いいたします。

○事務局（伊藤子どもの権利推進担当係長） それでは、事務局から資料3に基づきまして簡単にご説明をさせていただきます。

資料3をごらんください

まず、表でございますけれども、意見交換先ということで6カ所を表示させていただいております。このうち、4カ所目までは子どもとの意見交換が既に終了しております。それから、5番目、6番目につきましては、特別支援学級の教諭との意見交換でございます。前回の委員会の際に、子どもと直接行うことはちょっと難しいというお話を申し上げまして、直接ではありませんけれども、特別支援学級で子どもと直接かかわっていらっしゃる小・中の先生とお話をさせていただこうということで実施することになっております。

このうち、中学校については5番目ということで既に行っておりますので、参考ということになるかと思っておりますけれども、掲載させていただいております。

また、小学校については、あす行くことになっております。

フリースクールにつきましては、一たん日程調整をさせていただいていたところですが、当日にお子さんがたまたまいらっしやらなかったこともありまして、夏休み期間でお休みのところもあったものですから、まだできておりませんが、今、改めて日程調整をしているところでございます。

次ページ目以降に、主な意見の概要をそれぞれ箇条書きで記載しております。

まず、1 ページ目の北海道朝鮮初中高級学校につきましては、7月9日に実施しまして、小学生から高校生までの10人、そしてA委員が参加されております。

概要ですけれども、子どもの権利について、学校や地域での活動について、札幌市のまちづくりについて望むことという形で大きく3点に分けて記載をしております。

1点目につきましては、子どもの権利についてどういうものが大事だと思うかという形で聞いておまして、その中では、例えば国籍などによる差別感のようなものを感じた経験、あるいは思いを持っているという意見が多く出てきたところでございます。こういったものをなくすために、歴史や自分たちのことを理解してもらうことが大事なので、理解してもらうようにみずから行動することが大事だという発言も出されておりました。

2点目は、学校や地域での活動についてでございます。

今、学校と地域との交流も町内会あるいは区役所との連携が進んでおりますけれども、学校を離れたときの交流といいますか、活動といいますか、そういうものはなかなか難しい部分があります。この辺は、クラブ活動が必須であるということで、時間的な制約ももちろんありますし、離れてしまうと、どうしてもマイノリティーの部分があるのでということも担当の先生はおっしゃっていました。それから、まちづくりに望むこととして、差別などが無いように理解促進が大事なので、そういったことを進めてほしいということをおっしゃっていました。

それから、2 ページ目の北九条小学校です。

こちらは7月21日に実施しておまして、小学生13名が参加されております。また、B委員にも参加をいただいております。

基本的な内容としては、子どもの権利ということでいろいろな側面からお話を聞いております。幾つかかいつまんで申し上げますと、特に意見表明ということについては、クラスの中などで間違いや批判を気にしてなかなか意見を言うことができないという声もありました。また、差別について聞きましたところ、外国人ということでの差別は、一般的に言えば守られていないと感じるけれども、自分たちのクラスではそういう隔てはなく、ごく普通に接しているという意見が子どもたちから出ていました。それから、対大人という面で言いますと、そのときのニュアンスや相手方にもよるようですけれども、大人から「おまえ」と少し見下したような言い方をされたり、兄弟で比較をされたりすることが嫌だと感じるという意見が多くありました。また、大人に対してということでしたので、地域的なこともあるかもしれませんが、自転車に乗っていてルールを守らない大人が目につくと

いう意見がありました。

最後に、権利について守られているかどうかについて挙手をしていただきましたところ、やはり、命とかいじめ、差別、こういったところは守られていないと感じている子どもが多かったようです。反対に、愛情とか守られているといった部分については、全員が守られていると回答されておりました。

3 ページ目は、平岸高校でございます。

こちらと同じ日の7月21日に実施しまして、C委員、D委員、E委員がそれぞれ参加されています。基本的な内容としては、子どもの権利について、学校運営への参加について、札幌市のまちづくりについてを聞いております。

1 点目の子どもの権利については、パンフレットを見ながら大事だと思う権利について聞いていったところ、個性や他人との違いや、権利を主張できる機会が大事である、そのような意見がそれぞれ出ていたところでした。

また、学校運営への参加については、特に生徒、教師、保護者の三者会議、あるいは生徒会活動について聞いておまして、三者会議を実際にやってみてどう感じたか、あるいは参加することの意義、それを通していろいろ有意義だったという感想がそれぞれ出ておりましたし、生徒会活動についても、みんなで協力して行うことの意義ということが出されております。また、だんだん発言できるようになっていったという意見も上がっていました。

それから、札幌のまちづくりについては、ごみのポイ捨てなどが無い、あるいは自然あふれるまち、感謝の気持ちを言い合えるまち、子どもの集える場所が多いまちといった意見が上がっていたところでした。

4 ページ、5 ページにわたりまして、子ども議員との意見交換でございます。

こちらは、8月2日と4日の2日間実施いたしました。昨年度の子ども議員16人が出席されまして、C委員、E委員がそれぞれ参加しております。意見交換の時間はそれぞれ1時間ぐらいだったと思いますけれども、この日は、午前2時間、午後2時間くらいの時間をとりまして、時間があったということで、基本目標として上げられている四つのテーマに合わせまして、子どもの参加について、安心して過ごせる居場所について、子どもの権利侵害について、子どもの権利の広報についてという大きく四つについて、グループに分かれて意見を出し合いました。詳しい中身につきましては、各グループにC委員とE委員がそれぞれ入っていらっしゃいますので、後で少しお話ししたいと思っております。

1 日目は、14人1グループで子どもの権利の広報と子どもの参加について、半日ずつ、2時間行いました。2日目は、6人ずつの2グループに分かれまして、安心して過ごせる居場所と子どもの権利侵害についてという同じテーマで話し合いをしたところでした。例えば、子どもの参加については、実際にどのようなことに参加しているのかを出してもらいまして、参加した理由やきっかけ、あるいは、反対に参加しない理由、今後参加を進めるためにはどうしたらいいのかといった四つのテーマについて、同じような感じでそれぞれ

話し合っていました。最終的にグループで何か結論を出したわけではないのですが、出た意見を模造紙にまとめてもらいまして、委員の皆さんにも模造紙の写真をお渡ししているところがございます。

最後に、6ページ目は参考となっております。子どもたち直接ではないということで参考という表記にしておりますが、特別支援学級を担当されている中学校の先生にお話を伺いまして、ふだんどのように接しているか、感じているか、あるいは通常学級との交流についてお話を伺いましてまとめております。このところは、あくまでも担任されている立場での感想も含めてということで、これが一般的にこうだというわけではありませんけれども、そういうことで参考になるのかなと考えております。

1点目の特別支援学級に通っている子どもについては、傷つき感というお話を伺いまして、中学校で特別支援学級に通うことになる生徒は、傷ついてくる子どもが多いと。それから、いじめということでは、特別支援学級に通っている子どもが通常学級の生徒から極端に陰湿ないじめを受けることは少ないのではないかとということでもあります。感想としては、通常学級にいる中では、自分たちと少し違うということで、いじめというようなことを感じているのではないかと印象を語っていらっしゃいました。また、通常学級と特別学級を分けることについては、いろいろな側面があり、個々の子どもの状況も異なるのかなということで、なかなか難しい状況があるということをおっしゃってございました。

それから、今回は中学校の先生にお聞きしましたが、通常学級と特別支援学級との交流としては、それほど多くはないけれども、学年行事などで交流をしており、それから、障がい程度によっては委員会活動や部活動に入って参加されているお子さんもいるというお話をしておりました。日常のカリキュラムもありますので、日常を通しての交流がそれほどたくさんできないのが現状であるということでもございました。

以上、簡単ではございますけれども、ご報告とさせていただきます。

○委員長 どうもありがとうございます。

続きまして、参加した委員の皆様からも報告をしていただきたいと思います。

今、事務局の方からそれぞれ説明していただいたわけですが、その順番に沿って、まず、北海道朝鮮初中高級学校に行かれましたA委員からお願いしたいと思います。

○A委員 前回の委員会で若干申し上げたことの繰り返しになってしまうと思います。

まず、初めて会った児童生徒たちだったのですが、差別を受けているということを次々とはっきり私たちに言ってくださったのが印象的でした。初めて会ってどうなのかなと思いつながら行ったのですが、そこをストレートにどんどん出してくださったのが非常に印象的でした。私からの質問で、差別を受けたり、いじめられたり、民族が違う、マイノリティーである、そういったことを、アシストセンターができたのですけれども、そこへ相談しますかとお伺いしたところ、なかなか相談しづらい、朝鮮学校の教員にも相談しづらい、保護者に言うのが精いっぱいだとおっしゃいました。条例ができて、アシストセンターができたことは非常に意義あるものとは一方では思いながら、相談にまで声を上げられない子ども

たちの思いをどう酌み上げていくことができるかということ強く思っ帰ってきたところでした。

多治見市の権利推進計画を見ても、障がいを持っている子どもの意見表明・参加を促進と書いてあったり、不登校の子どもの意見表明・参加を促進ということが施策として盛り込まれているものですから、具体的にどうしたら聞けるのか、そして生かせるのかなという思いがあるのですけれども、アシストセンターを充実させていながら、一方で、そこまで至れない子どものつらい思いを酌み上げていくということが、以前のアンケート結果を見ても、障がいによる差別とか民族による差別をされているという声が多いという結果がありますので、何か打ち出せないかという思いで聞いて帰ってまいりました。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

続きまして、札幌市立北九条小学校に行っておられたB委員、お願いいたします。

○B委員 小学生が対象でしたので、なかなか難しいところもあったのですけれども、私の印象と感想を述べさせていただきたいと思います。

小学校5年生以上、それから児童会に属している子どもも多かったもので、必ずしも一般的な児童ではなかったかもしれません。割と意識の高い子どもたちであったかもしれませんが、それにしても、子どもの権利についてどうか聞いたことに対して、ほとんどとまどうことなく、理解力がすごくあって、関心もすごくあるというふうな印象を受けました。ですから、子どもだからといって我々は遠慮することなしに、しっかりと権利について教えていけば、小学校5年生以上であれば受け取る力が十分あるのだという印象を受けました。

それから、私が一番強く感じたのは、子どもの権利とか市政参画とかいろいろなことを言っても、マナーや社会性ということも言っても、大人の方がだめじゃないかという意見がすごくあって、小学生でしたので、そばにロールモデルとしての大人がないということも随分主張されていたように感じました。ですから、この問題は、大人の側の問題が大きいのだろうというふうに思いました。社会参画とか市政参画とか、そういう意識の高い市民性というものについて大人がロールモデルを示せば、子どももついてくるのだという印象です。

あとは、権利の侵害が一番感じているのは、多くの人の前で意見を言いにくいということです。家庭では言えるけれども、学校ではみんなをおもんぱかって、自分の個性的な意見を言いにくい環境があるという意見があったので、そのところが弱いのかなと思いました。それは、やはり大人の側が風通しのよい環境を意識的につくっていかねばいけないのかなと感じました。

この条例は、子どもたちが他者を信頼し、社会に生きる人間を信頼して、さらに社会と安心してつながる力をどういうふうに獲得していくかということを支援しなくてはならないわけで、その意味では、意見を言いにくいとか、ロールモデルになるような大人がいな

いというのは物すごく阻害要因になるので、そのところを我々としても強く自覚して考えていかなくてはいけないのではないかという印象を受けました。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、札幌平岸高校に行かれましたC委員からお願いいたします。

○C委員 平岸高校では、生徒会のメンバーの人たちばかりでして、E委員もいたので、だんだん積極的に意見が出るようになってきました。子どもの意見ということを考えてときに、体罰や虐待を受けないことももちろん守られなければいけないのですけれども、生徒会の人たちということがあって、自分の意見を言えて、それが実現される、聞いてもらえることを大切に思っていたので、自分の意見を言えて尊重されることが子どもの権利としては大切ではないかと思いました。

平岸高校には三者会議という生徒と保護者と先生たちが意見を交わせる場所があるのですが、そういう場所をたくさん設けて子どもの権利として意見を尊重できるということを考えていければいいのではないかと思いました。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、D委員、お願いいたします。

○D委員 平岸高校に行く前に、委員会の席でE委員から三者会議の話をお伺いしていましたので、意見交換でも三者会議の話や意見表明についての話が中心だったと思います。

三者会議では、生徒と教師と保護者の三者が集まるということで、ふだんはあまり聞けないような保護者の意外な意見も聞くことができたという感想がありました。つまり、意見を交わす場があって初めて相手の意見も聞けるのだ、それから、自分たちが意見を言うためには、各クラスにおろして、各クラスで話し合ったことをまとめて生徒の一つの意見として教師や保護者にぶつけていくということで、意見を主張したり、聞いたりということの繰り返し練習といいますか、そういうことができている大変意義のあるものだということが私たちもわかったし、生徒さんたちもみんな、それを自覚されているように思いました。

そして、自分の意見を積極的に言える生徒と、なかなか言いにくくて、こちらから聞かないと手を挙げない生徒の両方がいらしたのですけれども、意見をあまり積極的に言わない生徒でも、生徒会活動を通して少しずつ自分の意見を人前で話したりする場があることで、自分もなれてきたということをおっしゃいました。

最後に、まちづくりについて聞きましたが、やはり大人に対する意見が多かったです。そして、一番最後ですけれども、外で遊べる環境がない、公園があまり遊べるような場所ではない、集まろうと思ったらショッピングセンターに行くしかないということも言われていましたので、子どもが伸び伸びできる、安心していられる居場所をつくることも大切だと私は考えました。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、平岸高校に関しまして、現在在籍中でもありますE委員からお願いしたいと

思います。

○E委員 言おうと思っていたことのほとんどをお二方に言われてしまったので、私は、意見交換後の生徒会委員の反応についてお伝えしようと思います。

まず、終わった瞬間の第一声で「こんなの知らないよ」と言っていたのです。子どもの権利なんて全然知らなかったし、パンフレットももらっていたけれども、見たことはなかったというのが第一声でした。でも、この機会があったおかげで、そういうものは自分たちが札幌市で暮らしていく上で大切なことだということを少し理解できたようで、生徒会室に戻ってからパンフレットを読んでいる人がちらほらいたり、こちら側もすごく成長できたのではないかと感じました。

私も話を聞いていて、やはり子どもが意見していることは、大人にしてほしいことやお願いしたいことが多いのではないかと考えて、先ほどの意見交換の感想を聞いていても、子どもが言うことは、大人に対してのお願いというか、こうしてほしいという意見が多いのではないかと感じました。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

続きまして、平成21年度札幌市子ども議会子ども議員についてですが、2名の委員が出席されております。

まずは、C委員からお願いいたします。

○C委員 私は、4日の方にはしか出られなかったのですが、安心して過ごせる居場所についてと子どもの権利侵害について、子ども議員の皆さんとお話ししてきました。

まず、安心して過ごせる居場所については、みんなイメージがわきづらかったのですが、自分が落ちつける場所は大事なようで、インドア派かアウトドア派かというか、学校で友だちと話していて楽しいと安心できる人たちもいるし、家でひとりで音楽を聞いたり読書をしたり静かに過ごせることが安心できるという人たちもいたので、やはり自分の好きなことをできるということが安心して過ごせる居場所をつくるには大事なのだと思いました。

その次の子どもの権利侵害については、虐待や体罰を受けないことは絶対の基本としてみんな思っていたようで、平岸高校で話していたように、自分の意見が尊重されることも大事なようでした。あとは、資料に配られたまとめの絵みたいなものもあるのですが、いじめをなくすためにいろいろとみんなで考えて、いじめをなくすためにはということをもみんなで考えなければいけないので、意見を言える場所をつくるのが大事だと思いました。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、E委員、お願いします。

○E委員 私は、2日と4日の2日とも参加させていただきました。

第一印象として、子ども議員をやるような子だから、すごくまじめで、いろいろな意見

を積極的に言う子ばかりなのかなと思っていましたが、全く逆というか、そういう子もいるのですけれども、ちょっと興味があってやってみたよという子もいれば、逆にそういうことをやらないような、こういうことをしているような子じゃないよねという子もいて、驚きました。でも、結局、みんなどんどん意見を言って、こうだよと積極的に考えてくれて、いい集団だなと思いました。

子どもの参加については、まずはきっかけづくりが大切ではないか、子どもの参加によって自分の友だちがふえて、自分の場所づくりにどんどん発展していくのではないかという話もありましたし、子どもの権利の広報については、こんなパンフレットだったら見ていられないから、アニメとか漫画とか親しみやすいものだったら子どもたちは好きだよとか、いろいろ具体的な意見がいっぱい出てきて、こういう意見もあるのだなと思うことがたくさんありまして、私もすごく勉強になりました。

○委員長 どうもありがとうございます。

ただいま、事務局、それから各委員より報告をしていただきました。

これらの報告に関して、他の委員の皆さんから何かご意見あるいはご感想があれば出していただきたいと思います。

いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○委員長 なければ、議題の1番目につきましては、一たん終了といたします。

これらの意見交換の内容を踏まえながら、次の議題に入っていきたいと思います。

続きまして、議題の2番目の子どもの権利に関する推進計画の体系及び内容について扱いたいと思います。

前回までに、計画全体の体系及び内容として四つの基本目標とそれぞれの施策の内容について一通り意見交換をしてみました。事務局の方で、これまでの意見交換の内容を踏まえて、資料4と5に反映していただいております。また、新たに資料6としまして成果指標についての資料も加わっております。

そこでまず、事務局の方から簡単に説明をしていただいた上で、我々の間で意見交換を行っていききたいと思います。

よろしくをお願いします。

○事務局(伊藤子どもの権利推進担当係長) それでは、資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

まず最初に、資料4についてでございます。

資料4については、前回お渡ししているものと基本的な形は同じでございますけれども、前回の会議の中で何点かそれを直した部分がございます。

まず、基本目標につきましては、1番目に子どもの意見表明・参加の促進を上げております。こちらについては、当初、子どもの参加の推進でございましたけれども、意見表明という文言をしっかりと盛り込んだ方がいいという議論を踏まえまして、今回、修正を行っ

ております。

それから、基本施策の部分でございますけれども、基本目標3の子どもの権利の侵害からの救済の(1)と(2)でございます。

まず、(1)子どもの権利の侵害からの救済体制の整備・充実ということで、当初は「整備」という言葉だけでしたが、「充実」という言葉が加わっております。また、二つ目の権利侵害を起こさない環境づくりということで、当初は「権利侵害が起きにくい」という表現でしたけれども、こちらも委員会の議論を踏まえて修正をしております。

基本目標、基本施策についての修正点は以上でございます。

また、想定される施策や事業については、これまでの議論あるいは想定される内容等を踏まえてそれぞれ修正を行っておりますので、次の資料5の中であわせて確認をいただきたいと思います。また、一番左側の基本理念については、まだ空欄となっておりますけれども、本日、全体についてご確認いただいた後、ご意見などがあればちょうだいしたいと思っていますところでございます。

続きまして、資料5をごらんいただきたいと思います。

まず、形式的なところでございますが、前は表形式でございましたけれども、今回は少し文章的な形式に置きかえております。また、表題の次にある意義の部分は、箇条書きだったものを文章的に置きかえました。現状・課題については、最初は表になっていたと思うのですが、少しポイントを絞って、文章で箇条書きに記述をしております。また、後ろの方には、途中になりますが、これまでの委員会での意見あるいは子どもとの意見交換での意見の中から何点かかわりがありそうだと思う項目を掲載しておりますので、議論の参考にしていただきたいと思います。

まず、1ページ目の基本目標1の子どもの意見表明・参加の促進の①子どもの参加の機会の充実と支援でございます。

最初の意義や必要性等の記載内容については大きく変えておりません。

それから、現状・課題につきましては、実態・意識調査において、大人が参加すべきと答えた割合と子どもの言うことができると答えた割合の比較、それから、子どもに対する調査の最近1年間の参加の経験についての値を記述しております。

最後に、取組の視点でございます。

前回の資料ではキーワード的に掲載をしておりますけれども、趣旨や取り組みの方向性等も含めて文章で記載しています。1点目が市政における子どもの参加の促進、2点目が子どもが利用する施設などにおける、子どもの参加の取組の推進、3点目が子どもの参加の啓発及び地域における参加の支援ということでまとめて掲載をしております。

なお、申しおくれましたけれども、参考ではございますが、前回使用した資料も今回お配りしておりますので、見比べながらごらんいただければと思います。

続きまして、基本施策②子どもの豊かな学びと多様な体験活動に対する支援でございます。

趣旨は大きく変わってはおりませんが、3ページ目の現状・課題につきましては、実態・意識調査の中から、大人に対する問いで家庭や学校生活以外で体験してほしいことの結果、それから、札幌が自然や芸術・文化、社会体験をしやすい環境だと思ふかという回答について記載をしております。

また、取組の視点につきましては、さまざまな学びに対する支援と多様な体験機会の充実の2点について説明をしております。多様な体験機会につきましては、この委員会の中でも具体的にプレーパークというお話も出ておりましたので、それらも含めて記述をしております。

最後に、4ページになります。

先ほど申しました委員会での主な意見、子どもとの意見での主な意見を掲載しております。委員会の意見はそれぞれ施策ごとに掲載しておりますけれども、子どもとの意見交換での主な意見につきましては、くり方が少し大きくくりだったということもありますので、基本目標ごとに四つに分けて掲載しております。

次に、5ページ目の基本目標2に参ります。

まず、①子どもが安心して過ごすための居場所づくりでございます。

意義のところは大きく変えておりません。現状・課題につきましては、実態・意識調査の中の自己肯定感に関する設問、あるいは、ホッとでき安心していただける場所、それから、大人に対する設問になりますけれども、近所の子どものかかわりの有無の3点を上げております。

また、取組の視点については4点に分けて挙げておまして、次のページになりますけれども、そのうちの一つに家庭への支援が意見委員会の意見として出されておまして、家庭への支援という触れ方がなかなか難しいというお話がございました。それを踏まえまして、今回、タイトルとしては「保護者が」という言い方にしております。

また、保護者が安心して子どもと向き合うことができるための支援の中に、特別な支援を要する子ども及び保護者に対する配慮という記述もあわせてしているところです。

そのほかの項目として、子どもが安心して過ごすことができる学校・施設づくり、子どもが安全に安心して過ごすことができるための地域づくりということでそれぞれまとめております。

続きまして、7ページの②の活動を通して人間関係を作りあえる環境づくりでございます。

趣旨の部分でございますが、当初、子どもたちが安心して遊び、活動し、友だちとの人間関係をつくるというような表現になっていたかと思ふと思いますが、友だちとの人間関係とあえて限定する必要はないのではないかというご意見があったかと思ふと思います。今回は、安全・安心な場としての居場所だけではなく、社会や集団の中でということで、その辺のところは言い方を変えておりますので、ご確認していただければと思っております。

現状・課題については、最近1年間の地域での参加や行動経験、ボランティア活動の経

験に関する結果について記載しております。

また、取組の視点につきましては、子どもの主体的な活動の促進・支援という中で、関係団体との連携、役割分担といったようなことにも触れておりますし、委員会の中でもそのような議論がございましたので、それを踏まえまして、その辺についても8ページで整理をさせていただいたところがございます。最後に、子どもとの意見交換で出された意見を掲載しております。

それから、10ページの基本目標3「子どもの権利の侵害からの救済」の①子どもの権利の侵害からの救済体制の整備・充実でございます。

ここでは、昨今の状況から、児童相談所の機能あるいは児童虐待に対する対応についていろいろ議論をいただいております。それらを踏まえまして、意義のところの「また」以降で児童虐待に対する記述を分けて掲載しております。現状・課題のところでは、子どもの権利が守られているかどうかという調査の関係、あるいは権利で守られていないものという結果、それから、児童相談所の統計としまして、虐待に関する状況、それからアシストセンターの対応状況の四つを上げております。

11ページに参りまして、取組の視点でございます。1点目に、アシストセンターや学校、連携といった事柄をまとめまして、2点目に、先ほど申し上げましたけれども、児童虐待ということで整理をしております。この中では、会議でも出ましたけれども、要保護児童対策地域協議会についても触れているところがございます。

下段の方に参りまして、基本施策②の権利侵害を起こさない環境づくりでございます。

前回の会議の際に、声を発せられない子どものことを考えると、まずは大人がしっかりと理解しなければできない、そういうような議論でございましたので、そのところの趣旨を少し変更しております。

12ページの現状・課題につきましては、子どもの権利に関する認知度、子育てに関して日ごろ悩んでいることに関する結果について記載しております。

また、取組の視点については、権利侵害等に関する意識の啓発、それから、育児不安を抱える家庭への支援の大きく二つに分けております。

13ページ、14ページにかけましては、委員会での意見と子どもとの意見交換での意見を記載しております。

それから、15ページの基本目標4「子どもの権利を大切にす意識の向上」の①子どもの権利に関する広報普及でございます。

趣旨としては大きな変更はありません。

また、現状・課題については、子どもの権利の認知度について触れています。

取組の視点については、下の囲みにもありますけれども、広報媒体の工夫、あるいは、相手方によってはパンフレットだけではなくてという意見もいただきましたので、その辺の表現も少しさせていただいているところです。

最後に、16ページの基本施策の②子どもの権利に関する学びの支援でございます。

趣旨については、前回の会議の際に、当初は子どもにかかわる大人という言い方を少し強くしていたところであるのですけれども、地域で暮らすということを考えると、子どもにかかわる大人というか、すべての市民ではないかというご意見がありましたので、それを踏まえた形にしておりまして、4行目の「また」以下であります。まずは大人が正しく子どもの権利を理解する必要があると。ただ、ここ自体が学びの支援ということで、深く理解するためのアプローチという部分を少し考えますと、市民、とりわけ子どもに直接かかわる大人がという言い方をさせていただいているところでございます。

現状・課題については、教育委員会における研修等の取り組みの実績、あるいは子どもにかかわる大人に対する学びの支援という記載をしておりましてけれども、そのところをあえて子どもにかかわる大人というふうに限定しないで、これは先ほどの意義のところにあわせての話ですが、単に子どもの権利に関する学びの支援というふうにしております。それと、子どもの権利を生かした学校教育の推進の二つに分けているところでございます。

以上で、資料5についてのご説明を終わります。

続きまして、資料6に参りたいと思います。

資料6は、成果指標ということで、今回初めて会議の場でお見せする資料になります。

計画の策定に当たりまして、その後の評価や施策の推進に活用するために、あらかじめ成果指標を設定することが一般的になっております。指標の設定に際しましては、基本的な取り組みの要素をある程度含む内容であると同時に、市民にもわかりやすいことが求められるかなと思います。

事務局として、3月の実態・意識調査の中から考えると次の四つぐらいが考えられるのではないかとということで、一たん掲載させていただきました。ボランティア活動をしたことがある子どもの割合、子どもが自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であると思う人の割合、子どもの権利が守られていると思う人の割合、子どもの権利条例の認知度について「聞いたことがある」と答える人の割合です。このうち、2番目と3番目につきましては、子ども未来プランでも指標として採用しており、これに加えて、1番目と4番目の参加の一つの側面という部分と、子どもの権利が守られるためには、認知されることがまず前提だという部分がございますので、それを加えて四つぐらいではどうかと考えております。ただ、これについては内部での協議もこれからでございますので、まずはこの辺を委員の皆様にお示しして、ご意見やご感想をいただければと思っております。

また、目標値の60%の設定につきましては、2番目と3番目の項目につきまして、子ども未来プランでも現状を含めて60%と設定しておりますので、それもあわせて、ほかの項目についても現状値が大体同じような状況になっておりますので、一たん60%でどうかなということで置いたところでございます。委員の皆様からもぜひご意見をいただければと考えております。

最後に、資料7でございます。

こちらは、今回新しくした資料でございます。これについてどうこうというよりは、

前回までの推進計画に関する委員の皆さんの意見を踏まえまして、庁内に対して関連する事業ということで照会をかけております。その結果、大体200ぐらいの取り組みや事業が上がってきたわけですが、それらのうち主なものを体系ごとに表にさせていただいたところがございます。先ほどご説明しました資料5の取組の視点の具体的として議論の際の参考になればということで、今回、参考までにお持ちいたしました。

この取り組み例の位置づけでございますが、この委員会で計画のあり方についてご意見という形で答申をいただくこととなりますけれども、その後、札幌市でそれを踏まえた計画をつくる際に、どの取り組みをどのように計画に位置づけるかという検討を内部的に今後行っていくこととなります。したがって、今回、資料7としてお見せしている事業、取り組みがすべてそのままストレートに計画に移行するものでも必ずしもないのだけれども、一たん照会をして取りまとめた中の具体例ということでご了承いただければと思っております。

説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、これから意見交換をしていきたいと思いますが、その前に、説明はかなりボリュームがありましたので、もし質問したいことがありましたら先に受け付けたいと思います。特になければ、意見交換に入っていきます。

よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○委員長 それでは、意見交換に入らせていただきます。

まず、資料4の計画の体系から見ていくことにいたします。

この資料4の部分であります。ポイントとしましては、基本目標と基本施策であります。今、事務局の方から説明がありましたように、これまでの議論を踏まえて、基本目標のうち、一つ目の子どもの意見表明・参加の促進、基本施策3の①の子どもの権利の侵害からの救済体制の整備・充実、それから、3の②の権利侵害を起ささない環境づくりにつきまして修正が行われております。まず、この点は委員の皆さんも確認できたと思います。

それから、想定される施策、事業につきましては、資料5の方で中身とあわせて確認していくこととしまして、基本理念につきましては、全体を通して見た後、意見交換を行いたいと思います。

そういうことから、資料4につきましては、それ以外でこの体系につきまして何か意見がありましたら出していただければと思います。

○B委員 先ほど委員長から、いろいろなところに各委員が子どもの聞き取りに行ったわけですが、そのことも踏まえて、それをどう生かしていけばいいのかというご意見を求められたのですが、これと関連して申し上げたいなと思ったので、言いたいと思います。

私は小学生のところに入って、皆さんは朝鮮学校とか高校とかいろいろ行ってこられた

のですけれども、共通して多かったのは、自分の意見が伸び伸びと言えない、意見表明がそれほど保障されていないのだということが小学生から高校生まで共通してあったというふうに感じました。そうすると、A委員が随分前から一生懸命言われていたことですが、子どもの権利条約は意見表明権というところが基本なのだ。それを私としても経験して、私は小学校でしたけれども、そのところはっきり出さなければいけないのではないか、そこが基本なのかなという感じがしています。そうすると、この資料の表はかなりフラットな書きぶりなのです。基本目標のところでは子どもの意見表明と入れていただいたのですけれども、想定される施策・事業のところでは①番に「市政における」とあるのです。市政まで行くと、すごく飛躍がありますね。ですから、意見表明を保障するのだよと小・中・高生に言ったとしても、それは施策や事業にはないねという話になるのです。そして、そこは基本施策にも入っていないのです。そこら辺のことをどう考えるのかということが1点です。

それで、資料5を見まして、子どもの参加の機会の充実と支援のところでは、最初に子どもの「意見表明権を保障することは、あらゆる子どもの権利が保障されることにつながる、特に大切な権利の一つです」とうたっているわけですが、ここが基本なのだよということを取りたてて言っていると思うのです。この書きぶりは、例えば、子どもの意見表明権を保障することは、あらゆるというのはゼロか100かになってしまうので、私はむしろ、基本的な子どもの権利を保障する上で最も大切な権利ですというところが基本なのだという書きぶりも委員会のスタンスとしてはあると思います。それは皆さんの議論の上ですけれどもね。そして、ここが基本なのだという見せ方で、意見表明のことをどこかで踏まえて、1の基本施策を三つにしてもいいのかなと思います。意見表明のところを基本施策の一つ入り込めるのであればですね。そうしないと、市政における参画が一番最初に来るとするのはちょっと飛躍があるような感じがします。

もう一つは、4番の子どもの権利を大切にす意識の向上は、頭に来るべきかと思えます。むしろ、1に来るべきではないかという感じもしています。

ちょっと長くなりましたけれども、以上です。

○委員長 B委員から、資料4について、子どもの意見表明というものをもっと前面に出すようにしなくてはいけないのではないかという意見が出てまいりました。つまり、他と並列的なものではなくて、むしろ、子どもの意見表明というのは、ある意味では全体をくくるような意味を持っているのではないかという意味でおっしゃられたような気がします。そういうとらえ方でよろしいですか。

○B委員 はい。

○委員長 という意見を出していただいたわけですが、ほかの委員の皆さんはいかがでしょうか。恐らく、そのあたりのことについては、A委員はぜひ言いたいことがあるのではないかと思うのですけれども、いかがですか。

○A委員 前回までの審議を踏まえて、私自身もどうしたらいいかというところがありな

がらの発言になってしまいますが、以前、子ども未来局の方にお尋ねした際に、参加ということはかなり広くとって、ストレートに意見表明権ということではなく、そういうものも含めて今までやってきた実績もあり、そういったものも大事にしたいという話があって、それはそうだなと思っていました。今回、各学校等々で児童生徒の聞き取りの結果を伺うと、確かにB委員のおっしゃるのとほぼ同じような感想を私も持ちました。

この体系をどういうふうにしたらいいかと思っていて、これは一つの意見として聞いていただきたいのですが、やはり、プランの柱は意見表明・参加ということと居場所かなと思うのです。この二つは、常にいろいろな施策にかかわってくる根本原理だと思いますので、例えば、基本目標の1に意見表明・参加とありまして、この矢印が今は三つのところにかかっておりますけれども、これをもうちょっと下の方に——例えば、先ほど子ども議会のところでありました子どもに対する広報をどうしたらいいかという場合に、漫画とかアニメとかDVDということを書いてもらっていました。ああいうものを見ると、基本目標4の基本施策の(1)子どもの権利に関する広報普及をどうするかという際にも、この意見表明・参加が生きているのではないかと思います。ですから、この意見表明・参加が根っこだというのであれば、矢印を少しふやすということはあるのかなという気がしております。それが最適かどうかは議論をいただきたいところです。

それから、我々は他の自治体の推進計画も既に読んでおりますけれども、「参加」という文言になっておりますところを、少し機械的ではありますが、「意見表明・参加」と統一してはどうかと思います。具体的な施策を何にするかにもよりますが、そういうこともあると思います。

自分の中ですっきり整理していないのですが、その二つくらいを思っていますので、意見として申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。

ということは、今、A委員の意見をお伺いしますと、1番目の子どもの意見表明・参加の促進が、次の基本施策の中で矢印をもっとふやすことによって、意見表明に関しては実現が可能になってくるのではないかという押さえ方でしょうか。

○A委員 やはり、最終的にはどういう施策をするかということになると思うのですけれども、この体系図をどうするかという議論のレベルであれば、そういうことが一つあり得るかと思っております。

○委員長 この体系の中で考えていくとすると、矢印で何とか解決できるのではないかという考え方が示されましたが、B委員はいかがでしょう。

○B委員 こだわるわけではないのですが、私は4を1に持っていった方がいいのではないかという考えがあります。

E委員に伺いますが、表明というのはどうですか。伸び伸びと自分たちの意見が取り入れられないとか、その辺はあまり強調しなくても大丈夫ですか。

○E委員 子ども議会の子どもたちが言っていたのは、意見を表明して自分たちの意見が

通るといふことよりも、自分たちの意見を聞いてほしいといふことの方が大切のように感じました。

○B委員 その聞いてくれる土壌といふのは結構整っているのですか。それとも、閉そく感といふのか、窒息感といふのか、息苦しさのようなものを感じることは多いのですか。

○E委員 やはり、場所によっても結構違うようです。例えば、生徒会内での話し合いになると、みんな伸び伸びと言えたりする場面も多いのですが、私がクラスに戻って、クラスで何かを決めるとなると、意見を言ったら浮いてしまうといふような嫌な雰囲気があり、何も言えずに終わってしまうことが多々あるので、雰囲気といふのは大事ではないかと思ひます。

○委員長 それを聞いて、B委員は何かありますか。

○B委員 私は短大生を扱っているのですけれども、短大生も社会人基礎力の中で何が一番苦手かといったら、自分の意見をなかなか言いにくいとか、発信力がないとか、発言できないとか、基礎力といふところで物すごく封じ込められて育っているのだなといふ感じが強いです。本当に自立した若者をつくっていく地域、土壌をこれからもう一回つくり上げていくといふことにつなげるのであれば、子どもたち、児童生徒が伸び伸びと言へる意見表明といふものをここでもう一回うたうこともありかなといふ感じがしていました。私は、その土壌づくりは具体的な施策・事業に落とすのはちょっと難しいと思ひます。しかし、基本施策のところは事業がなくても、子どもが伸び伸びと意見を表明できる土壌をはぐくむくらいに伸ばして、そこは施策がなくてもいいと。そこは広報普及でもいいのですけれども、その施策と一緒にしてしまう。あとは見せ方なのですけれども、それを取り出してもいいのかなといふ気持ちはなくもないです。皆さんが要らないといへば入れなくてもいいのですけれども、どうでしょうか。

○委員長 工夫の仕方ですね。

○B委員 見せ方ですね。市民に対して、この委員会がどこを強調したいのかといふところですね。例えば、権利の侵害からの救済といふことであれば、福祉審議会の方でもかなりやっています。ここは独自の権利条例の委員会であれば、一番目を引くところは、みんなもっと伸び伸びと発言していいのだよ、それが社会とつながることにつながるのだよと、子どもたち当事者に訴えているのはこの意見表明権といふところだけなのです。ですから、その見せ方を工夫してもいいのかなといふ意見です。

○委員長 今の点をめぐって、ほかの委員からご意見はありますか。

先ほどのB委員の意見を聞いていますと、いわゆる雰囲気づくりがすごく大事なのだといふことを言おうとしているのではないかと思ひます。そういうことからすると、基本施策の中で子どもの意見表明の実現のための雰囲気づくりといふようなものがこの施策の中にあらわれていると、すごくいいのかなといふ感じはします。

○B委員 それを一つ引っ張ってきてもいいのではないかと思ひます。意見表明といふ言葉は、この表の中ではここにしか出てこないのです。そして、1のところの基本施策を3

本柱にすると、フラットにならないわけです。みんな2個ずつで、ここだけ3個になって強調する感じになります。そして意見表明だけを一つ、その土壌づくりということです。基本的な施策・事業は4の(1)の広報普及と一緒にいいのですよ。土壌づくりに関してはそのくらいしかないのですからね。でも、見せ方としては、みんなが伸び伸びと意見を言える土壌づくりですね。皆さんが要らないということでしたら結構です。

○A委員 今のB委員の意見は共鳴しながら伺っていました。先ほどE委員から、生徒は決して自分たちの意見をゴリ押しで通したいということではなくて、対話を大事にしたいのだという趣旨の発言があったと思います。それを伺って私が思ったのは、対話的・応答的な関係を子どもと大人の間につくることが一番大事なのかなと思いました。教育行政の方ではレスポンスビリティと言いまして、応答責任という意味ですけれども、大人と子どもにそういう関係性が生まれる雰囲気大事なのかなと思いました。そういうものを入れてこの計画の姿勢をあらわすのは非常にいいのではないかと思います。

○委員長 E委員、何かありますか。

○E委員 先ほどA委員とB委員がおっしゃったように、私も、クラス活動、生徒会、部活を通して、話す場の雰囲気大切さということはずごく思います。やはり、場所と雰囲気一つで、話すか話さないか、意見がちゃんと出るか出ないか、すごく変わってくると思います。三者会議もそうでした、三者会議での発言権は、生徒会の会長、副会長の3人と各クラスのホームルーム委員長に与えられているのです。そのホームルーム委員長も、自分たちにかかわりのある話になってくれば、もともとやる気のある人たちがやっているのです。だんだん活気のある話になっていくのですが、これが本当にクラスで出ていたかと言われると、あまり出ていなかったのではないかと思います。その場で自分が思って、クラスの状況もこんな感じだったよと考えて言っている意見の方が多いいのではないかと、私は傍聴席で聞いていていつも思っていました。やはり、意見表明というのは場所と雰囲気がすごく大事なので、私たちができるのはその土壌づくりではないかと思いました。

○委員長 ありがとうございます。

この件に関して、C委員、何かございませんか。

○C委員 確かに、子どもの意見表明ということが、基本目標の四つの中にずっと入っているよりも、意見表明が目立つようにした方がいいのではないかとすごく思っていました。

場所と雰囲気づくりも必要ですが、平岸高校で意見交換をしていて、みんな意見を持っているのだけれども、大勢の人数の中だと言いくいと、それは雰囲気ですけれども、大勢の人の前では言えないけれども、仲のいい人になら言えるとか、意見をそのまま言うのはちょっと恥ずかしいから、アンケートとか、手紙などを通して言うということもありましたので、その土壌づくりを考える上で、こういうものも入れてみてほしいと思いました。

○委員長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆さんから何か意見はありませんか。

○F委員 前回か、前々回か、事務局でつくってくださった原案の文言は「子どもの参加の推進」だったのです。それが「意見表明・参加の推進」と変わってきたのだと思うのですが、とりたてて意見表明と強調してしまうと、子どもの権利の全体像が意見表明の方に引っ張られ過ぎるのではないかと思います。A委員はそれを強調したいとずっとおっしゃっていたようですが、私は途中からの参加ですのでわからない面はたくさんあるのですけれども、私のイメージからすると、子どもの権利の侵害からの救済というのがかなり大きなイメージとしてありまして、それぞれの受けとめ方からすると、フラットな方がいいのではないかというのが私の基本的な立場です。ですから、あまりこれを強調し過ぎて、子どもの権利の意見表明というふうになり過ぎない方が今の社会に受け入れられやすいのではないかと私は考えています。

○委員長 ありがとうございます。

今の意見を聞いて、B委員はどう思われますか。

○B委員 そうすると、基本目標の意見表明・参加の促進も本来であればない方がいいという感じでしょうか。

○F委員 左側の基本目標の中に子どもの意見表明という文言があるわけですから、そういうような基本施策の中にそれが入ることは、基本目標があるのであればよろしいのではないかと考えます。ただ、子どもの権利に関する推進計画の体系の前面が意見表明であるというイメージにならない方がいいのではないかと思います。これは基本的な考えですので、個別にどうするとなるとなかなか難しいところがありますが、そのあたりまではよろしいのではないかと考えております。

○委員長 どうぞ。

○D委員 意見表明に関しては、この委員会で何回も議論がありました。私が思うのは、意見の主張ということであれば、子どもの権利の計画の中であまり大きく出てくるべきではないと思います。ただ、今、私たちが問題にしているのは、子どもの意見の主張ではなくて、意見の表明だと思うのです。ですから、意見の表明という意味合いでは、これは前面に出してほしいと思います。

例えば、3の子どもの権利の侵害からの救済という大きな目標がありますけれども、実際に子どもがいじめや体罰を受けて権利を侵害されたと思ったときに、私は困っていると一言言えるかどうかが大変だと思うのです。もちろん、大人の側がこの子はいじめられているのではないかと酌み取ってあげることは大事ですけれども、それともう一つ、子どもが自分の口で、もしくは態度で困っているとSOSを出せることが大変だと思うので、やはり子どもの意見表明という言葉は前面に出してほしいと思います。それから、意見表明しやすい雰囲気づくり、意見表明しやすい場というものが、つまりは2番目にある子ども受け止め、はぐくむ環境づくりということにつながると思いますので、B委員がおっしゃるような意見表明の前面に押し出すような計画は私もいいと思います。

○F委員 子どもの権利の侵害からの救済のときに意見を表明するというのは全くそのと

おりで、そこまでは大変よく理解できたのですが、その後にもどのようにしたらいいのかという結論が私にはどうも理解できなかつたので、もう一回お願いいたします。

○D委員 私も、こうすればよいという具体的なイメージを持ってこの場に来られていないのですが、先ほどB委員がおっしゃったように、基本目標1の中の基本施策として意見表明しやすい雰囲気づくりという施策を一つ入れるということでもいいのではないかと思います。基本目標2の子ども受け止め、はぐくむ環境づくりにも関連してくると思うのですが、この整理の仕方は、今のところ、私にはイメージができておりません。

○委員長 基本目標1は、子どもの意見表明・参加の促進となっていることから、意見表明に関しても基本施策の中に少し取り入れていいのではないかと。そういうことからすれば、意見表明をしやすい雰囲気づくりということはそんなに問題にならないのではないかと。思うのですが、F委員、そのあたりはいかがでしょう。

○F委員 それについては、先ほども言ったとおり、了解いたします。

○委員長 そうすると、この基本施策については、1、2、3の三つに分けるということですね。資料4には二つだけ出ておりますけれども、さらにもう一つ加えて、子どもが意見表明をしやすい雰囲気づくりというものを中に加えるということによろしいですね。

F委員、よろしいですね。

○F委員 はい。

○委員長 ほかの皆さん方もすべてよろしいですね。B委員もよろしいですね。

○B委員 はい。

○F委員 ただ、瑣末なことですが、何かバランスが悪くなるような感じがします。三つ、二つ、二つ、二つになります。カテゴリーとして、子どもの豊かな学びと多様な体験活動に対する支援がここにそぐわないのかなと思います、そうでもないでしょうか。

○委員長 (2)ですね。

今、F委員の方から一つ疑問が出されましたけれども、それについて何かございますでしょうか。

○F委員 あまりこだわりません。

○委員長 では、よろしいでしょうか。

○事務局(伊藤子どもの権利推進担当係長) 確認してよろしいでしょうか。

1番目の意見表明・参加の促進の基本施策の一番最初に意見表明しやすい雰囲気づくりということですね。そして、タイトルの文言としては、雰囲気づくりということで、施策は立てますけれども、それに対してどんな取り組みをやるのかということが私どもに求められるものですから、先ほどB委員から、結局は啓発的な部分かなというようなお話がありました。雰囲気づくりとなると、市民に対する啓発であったり、いろいろな関係者に対する啓発ということしかなくなってくると思います。ほかに何かいい手はないかといういろいろ考えたのですが、雰囲気づくりだけではなくて、例えば仕組みまでいくと参加の機会と大分かぶってしまいますけれども、どのあたりまでを想定したらいいのか。それは意

識の啓発に絞るということですね。

○委員長 まずはそこからということになるのではないのでしょうか。

B委員、それでよろしいですね。

○B委員 私は、それ以上は固執しなくていいと思います。広報普及で、4とかぶりますけれども、意識形成づくりでいいのではないかと思います。

○委員長 それでは、資料4につきましてはこの辺でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○委員長 続きまして、資料5に移りたいと思います。

資料5につきましては、それぞれの項目ごとに順番に確認をしていきたいと思います。あと30分ほどしかありませんので、できるだけ手際よくやっていきたいと思います。

まず、基本目標1の①子どもの参加の機会の充実と支援から確認をしていきたいと思えます。

冒頭の意義の部分は大きく変わっていないということですが、現状・課題につきましては、ポイントを絞って記述がなされております。また、取組の視点につきましては、キーワード的な表記から文書的に視点が記載されております。これまでの委員会での意見あるいは子どもとの意見交換での意見も参考にしながら、この内容についてご意見があれば出していただきたいと思えます。

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○委員長 よろしければ、次に、基本目標1の②子どもの豊かな学びと多様な体験活動に対する支援について見ていきたいと思えます。

こども、意義については大きな変更はありません。また、これまでの委員会での意見にあったプレーパークについてもこの中に記載しております。

これに関してはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○委員長 それでは、続いて、基本目標2に移ります。

基本目標2の①子どもが安心して過ごすための居場所づくりです。

これも意義については大きな変更ありません。取組の視点に関しましては、家庭に関する支援について、保護者が安心して子どもと向き合うことができるための支援という整理をしております。また、その中で特別な支援を要する子ども及び保護者に対する配慮というものに言及しております。

これもよろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○委員長 よろしければ、次に移ります。

次は、基本目標2の②活動を通して人間関係を作り合える環境づくりです。

この意義に関しましては、「子どもたちが安心して休み、遊び、活動し、友だちとの人間関係をつくる」という表現を修正して、「安全・安心な場としての居場所だけではなく、社会や集団の中で、その一員としての自覚をもって主体的に活動できる機会や場が大切です」としております。また、取組の視点に関しましては、これまでに出されていた意見を踏まえて、地域団体、NPO等の関係団体との役割分担や連携について記載しております。

これもよろしいでしょうか。

○D委員 まず、この推進計画についてという資料5全体に関してです。

資料5の中の「【参考】委員会での主な意見」「【参考】子どもとの意見交換会での主な意見」という四角で囲んである部分についてです。これは、基本計画を答申するときに、この四角い囲いのまま印刷されるものでしょうか。それとも、この囲みは、今、私たちの資料ということで意見があらわされていて、基本計画の中には載ってこないということでしょうか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 今回は、議論がわかりやすいように、皆様方の意見がどう反映されたということで、注釈で載せています。計画のときには、逆に皆様方の意見が基本的には答申という形で一つにまとまりまして、それを踏まえたといえますか、それをもとに計画をつくることになりますので、基本的には中身として残っていく形になります。

ただ、今回も子どもたちにいろいろ意見を聞きましたけれども、そういった部分については、例えば子ども未来プランのときも子どもの意見ということで別に意見を載せる項目をつくりましたが、それについては別途検討したいと思っています。

○D委員 事務局のおっしゃることはわかりました。

それでは、6ページ真ん中の委員会での主な意見というところと、8ページの委員会での主な意見というところに、NPO団体等とのネットワーク会議、連絡会議のようなものができないかということ委員会の中で何度かに分けて意見していると思うのですが、これに対する具体的な計画はこの文書の中にははっきり見えてきていませんので、もう少し詳しく連絡会議を設けるといふ文言を入れていくことができないでしょうか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） テーマによって、例えば安心・安全という部分でNPOの方々が活動しているような話も聞きます。そういう意味では、NPOという形で特出しするかどうかは別にして、行政だけ、もしくは市民という抽象的なものよりは、具体的な活動をしている方々との連携のような形で表現することは可能だと思います。

ただ、具体的にこういう組織をつくりますとか、どこまで書けるかについては庁内でも調整したいと思っておりますけれども、今の趣旨を反映した形で文言を整理していきたいと考えております。

○E委員 感想か、意見か、自分でもよく理解できていないのですが、7ページの活動を通して人間関係を作り合える環境づくりというところに、3ページにある各種ボランティア

アへの参加をしてほしいとか、身近な地域の会社を訪問して職業体験をすることを通して、そういう機会を通してたくさんの友だちをつくって、たくさんの自分の居場所をつくっていくことがあるのではないかと思います。子ども議会の子どもたちを見ていてそう思ったのですけれども、そういう機会を私たちが少しずつつくってあげられればいいのではないかと思います。

○委員長 その意見がここには入っていないのではないかと思います。

○E委員 そこまで踏み込まれていないのではないかと思います。

○委員長 事務局で何かございますか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 居場所という表現は、どうしても場所というところをえ方をされることが多くあります。ただ、実際に今お話があったように、そういうスペースではない例えば集まりのようなところも、そこで子どもが安心して意見を言ったり活動できるということになれば、当然、居場所ということにかかわる部分があると思います。場所の部分と集まりの部分をしっかり分けられるかどうかは微妙なところがありますけれども、単に場所的なものを整備するというだけのイメージにならないように、参加の部分と居場所づくりをそれぞれ工夫して表現を考えてみたいと思います。

○委員長 では、さらに進んでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○委員長 次に、基本目標3の①子どもの権利の侵害からの救済体制の整備・充実です。

この意義に関しては、委員会で多くの議論がなされた虐待への対応、それから児童相談所の機能について記載されております。また、取組の視点に関しましては、虐待への対応として委員会で出されていた要保護児童対策地域協議会について記載されております。

よろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○委員長 続きまして、基本目標3の②権利侵害を起こさない環境づくりに移ります。

この意義としては、「まずは子どもが権利侵害について理解する必要がある。保護者等についても」という点を修正して、「まずは大人が子どもの権利について正しく理解し」というふうに先に持ってきております。それから、取組の視点に関しては、権利侵害に対する意識の啓発と、育児不安を抱える家庭への支援の二つをここに載せております。

こちらについてはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○委員長 よろしければ、次に移ります。

基本目標4の①子どもの権利に関する広報普及です。

ここでは、意義に関して大きな変更はございません。取組の視点についてでありますけれども、広報媒体や工夫等に関する意見を踏まえ、子どもの成長・発達段階や相手方に応じた工夫や市民との連携協力について記載しております。

よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○委員長 それでは、次に移ります。

基本目標4の②子どもの権利に関する学びの支援であります。

この特記事項として、「また、大人、特に子どもに直接関わる大人が子どもの権利を保障することの大切を理解する必要がある」という部分を修正しまして、「まずは大人が正しく子どもの権利を理解する必要がある」、中略しまして、「このため、市民、とりわけ子どもに直接関わる大人が」としております。取組の視点でありますけれども、「子どもに関わる大人に対する学びの支援」という文言を「子どもの権利に関する学びの支援」と修正しております。また、「子どもの権利の理念を生かした教育の推進」という文言を「子どもの権利の理念を生かした学校教育の推進」と修正しております。

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○委員長 よろしければ、資料5につきましては以上といたします。

続いて、資料6の成果指標に移ります。

事務局から説明がありましたように、その後の評価や施策の推進に活用するため、指標として四つの項目が示されております。これらの項目の設定について、あるいは目標とする割合が60%ということでもありますけれども、この値に関することなど、ご意見等があれば出していただきたいと思っております。

○A委員 日々、こういう数値目標を掲げられている職場にいるものですから気になるのでお尋ねいたします。

1年後、この数値に到達しなかったという結果が出た場合、例えばどんなことになるということが何かあるのでしょうか。

○委員長 事務局の方で何かありますか。

○事務局(野島子どもの権利推進課長) ここでは現状値と目標値ということで書いておりますけれども、特にそれが達成できないから何かペナルティーを課せられるということは今まであまり聞いたことがありません。実際に成果指標を本格的に導入したのは平成16年くらいだったと思っておりますけれども、5年後の目標ということで、計画によっては、これが達成できたかどうかという部分で評価される場所もそろそろ出てくると思っております。ただ、他都市の状況を見ても、例えば川崎市では権利条例を知っている割合が調査をするたびに減っていくような、ふえる目標どころか減っていくという実態もあります。いかんせん、何か形になるものであれば、例えば施設を五つくらいふやしますというのであれば、達成できる、もしくは達成できない理由が明らかになるところがありますが、ある意味では人に働きかける目標というのは、直接的な働きかけというより間接的な働きかけが結構強い部分があります。

そういう意味では、我々としてまず目指すのは、6割というのは大学で言えば不可にならないくらいの数字だと思いますので、それと比較したときに、大体10%から、一番最後の子どもの権利条例の認知度で、子どもの認知度の35.6%と60%というのは大きな乖離はありますけれども、一定程度、60%を目指す中で矢印としての見せ方をしたいということで一たん整理させていただきました。

この数値そのものは、子ども未来プランの数値目標、これも大体6割くらいで実施しておりますけれども、それを参照して実施したところでございます。

実際に、21年から26年まで毎年の把握をどうするかという問題があります。例えば、毎年なのか、2年ごとなのか、中間なのか、そのあたりは、調査するにもお金のかかる話なものですから、今後、事務局としても検討したいと思っています。いきなり26年度になって60%というよりは、我々の希望としては、どこかで一回調査をして、最初の21年度からどのくらい伸びたのか、減るのは問題ですけれども、それを踏まえて、その段階で目標値についてこの権利委員会で改めてご議論いただければと考えております。

○委員長 A委員、今の説明に対して何かございますか。

○A委員 了解しました。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。

○B委員 印象ですけれども、例えば5年で子どもの権利条例の認知度が、今、大人が51%で、5年後に60%というのは、低過ぎるといえるか、結構堅実な指標かなと思いました。もう少し大ぶろしきを広げてもいいのかなと思いました。5年ですから、100%でも、それはだめでしょうか。ちょっと堅実過ぎるかなという印象がありました。別に、だからどうしろとは言いませんけれども、80%ぐらいに思っていってもいいのではないかなと思いました。別にこだわってはおりません。

○委員長 堅実なのではないでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

○D委員 成果指標の内容です。先ほどから基本目標の中で意見表明という言葉大切にしたいということでまとまっているので、成果指標についても、子どもの意見表明がどのように進んでいるかという指標があってもいいのではないかと思います。

例えば、前回の調査では、子どもが意見を言ったり参加したりすることについてということで、子どもが家庭での大事な物事やルールを言うことができるか、そういった質問をしていますので、そのような調査を指標に入れてもいいのではないかと思います。

○委員長 今の点について、何か考え方はありますか。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 改めて検討させていただきたいと思いますが、先ほど、直接本人に働きかけるものではないと言いつつも、ある程度、施策として具体的に目に見えるような形、例えばボランティア活動の場合だと体験活動の充実とか、市がある程度直接働きかけて、その効果として間接的に数値が伸びるかという道筋がないと、この成果指標を具体的にどうやって上げていくのかとなったときに、そういう手法が結び

つかないと理解しづらい部分があるのかなと思いました。

一般的に目標値を全部60%ということでそろえさせていただきましたけれども、これもいろいろな考え方があるものですから、ある成果指標は50%、ある指標は80%というより、トータルで60%を一つの目安にした方がいいのではないかとということで、そういうことも勘案して、ちょっと特定のにとらえる部分はあるのかもしれませんが、ボランティア活動という、子どもの参加という形の中の指標もありかなと考えておりました。今回、そういうところで入れさせていただいたところです。

子どもの参加の数値については、また部内で検討してみたいと思います。

○委員長 ほかにありますでしょうか。

よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○委員長 それでは、成果指標につきましてはこれで一たん終了させていただきたいと思えます。

これまで資料4から6までを確認してきました。

あと一つ残っている問題があります。それは、資料4の体系図になります。これを見ていただきますとわかると思いますが、基本理念が空欄になっております。この基本理念について意見交換をしなければならないのですけれども、もう時間が迫っておりまして、きょうはこれについて意見交換をする時間がありません。

ただ、これについて事務局の方で補足できるものがありましたら、それを聞いて、それをもとに、次回、この基本理念について皆さんと意見交換をしたいと思えます。

では、補足がありましたらお願いいたします。

○事務局(野島子どもの権利推進課長) 我々も中でいろいろ議論をしているのですが、なかなかまとまりません。子どもの権利を一言で表現する部分にもなりますので、おさまりがどうつくのかというところで皆様方のご意見も伺いたいと考えまして、きょうの段階では空欄のままとさせていただきました。

ただ、意見表明も非常に大切なことですが、広く言えば、子どもの参加、子どもが成長・発達する権利を保障するのが子どもの権利の根本であると我々は理解しております。そういう意味では、子どもの成長・発達または自立というのは、子どもの権利条例の中でも基本的な部分で、キーワード的に押さえられておりますが、条例制定の目指す大きな目的や意義にかかわるものが基本的理念として表現できればと思っております。後で次回の日程調整をしますけれども、それまでに何か浮かんだことがあれば、メールでもファクスでも電話でも連絡をいただければ、参考にさせていただきたいと思えます。

○委員長 ありがとうございます。

今、事務局からの補足がありましたけれども、それを参考にしながら、皆様方も次回の委員会までにしっかり考えておいていただきたいと思います。それをもとにして、次回、基本理念を設定したいと考えております。

### 3. その他

○委員長 それでは、本日予定しておりました議題についてはこれで終了させていただきます。

あとは、9月をめどに答申するという当初の予定からしますと、残り1カ月余りということで、いよいよまとめの作業に取りかかることになるかと思えます。それを踏まえまして、事務局の方から今後の日程についてお願いしたいと思えます。

○事務局（野島子どもの権利推進課長） 9月中に答申ということになりますと、お忙しいところ、まことに恐縮ではありますが。9月中に2回ほど開催しておまとめいただきたいと考えております。そういう意味では、次回の第9回目は、9月13日もしくは14日あたりで日程調整ができればと考えております。また、次の第10回も9月中に開催することになると、1週間後の21日または週末の27日あたりと考えております。そういった大枠でご理解いただければ、事務局の方から改めて日程調整の連絡をさせていただきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長 今、事務局から話がありましたように、9月中に2回ということでありませけれども、9回目が9月13日または14日、そして、10回目、これは恐らくまとめということになるでしょうけれども、9月27日あたりということになるのではないかと考えられます。

それでは、事務局の方で日程調整をよろしくお願ひいたします。

### 4. 閉 会

○委員長 これをもちまして、本日の委員会は終了させていただきます。

皆様、どうもご苦勞さまでした。

以 上